

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 学校教育課

不利益処分の内容	特別支援教育就学奨励費の支給の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則第12条
根拠条項	栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則第12条
参考事項	
設定等年月日	平成30年 1月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市特別支援教育就学奨励費支給規則抜粋 (支給の取消し)</p> <p>第12条 教育委員会は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第3条に規定する支給対象者の要件を満たさないとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたとき。</p> <p>(3) 辞退の申出を受けたとき。</p> <p>2 略</p>